

長崎県後期高齢者医療広域連合幹事会設置要綱

(設置)

第1条　長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の共同処理する事務の適正かつ効率的な事業運営を図るため、長崎県後期高齢者医療広域連合幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条　幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合の事業の適正かつ効率的な運営を図ること。
- (2) その他目的達成上、必要に応じ調査研究を行うこと。

(組織)

第3条　幹事会の幹事は、次の者をもって組織する。

- (1) 長崎県福祉保健部国保・健康増進課長
- (2) 長崎県内市町の後期高齢者医療担当課長

2　幹事会の会長及び副会長は、幹事の互選による。

(会長の職務)

第4条　会長は、幹事会の事務を総理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条　幹事会は、必要に応じ、広域連合長が招集する。

2　広域連合長は、必要に応じ、幹事会への指導又は助言のため、関係機関職員の出席を求めることができる。

(担当者会議)

第6条　会長は、幹事会の目的を達成するために必要と認めるとき

は、市町の担当職員からなる担当者会議を設置し、これを招集することができる。この場合、必要に応じて担当者会議の議事内容を幹事会に報告するものとする。

- 2 担当者会議の議事の進行は、事務局職員が行う。
- 3 担当者会議は、必要に応じて、関係者に会議への出席者を求め、又はその者の意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 幹事会の幹事及び担当者会議の職員は、無報酬とする。ただし、会議、調査、その他に要した実費は、これを弁償する。

(経費支弁)

第8条 幹事会の運営に要する経費は、広域連合が負担する。

(事務局)

第9条 幹事会に関する庶務は、広域連合総務課において処理する。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。